

新座市選管告示第4号

新座市の区域において衆議院議員総選挙が行われることとなったため、令和8年1月24日から同年2月8日までの間、新座市の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和8年1月24日

新座市選挙管理委員会
委員長 鈴木 茂

